

銚子市告示第7号

本市の区域内の町の区域及び名称を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この告示は、平成31年2月28日から効力を生じる。

平成31年2月27日

銚子市長 越川 信一

新	旧		地番
町名	大字	字	2618番2、2619番2、
八木町	埜	北ノ井戸	2620番3、2620番4、 2621番2及び2622番2

備考 上記の土地の表示は、平成30年6月13日現在の土地登記簿謄本によるものである。